

八幡平市庁舎建設基本構想を策定

連載①新庁舎建設の必要性和経過

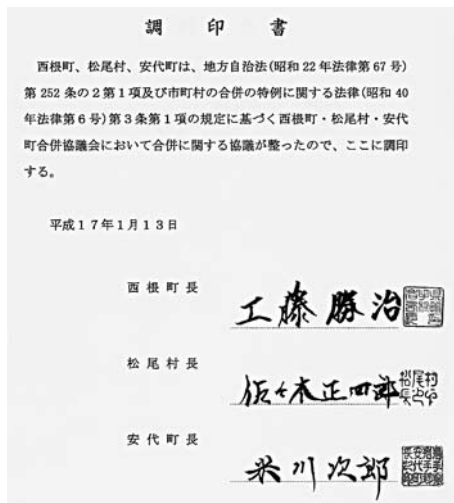
市は、合併協議の結果を尊重し、八幡平市庁舎建設基本構想を策定しました。市民の皆さんに理解を深めてもらうため、今回から数回シリーズで、この構想を分かりやすく解説します。

庁舎建設は合併協議の結果を尊重するために

市の新庁舎建設についての議論は、旧3町村の代表が集まった西根町・松尾村・安代町合併協議会で、八幡平市の将来像を話し合う中から始まりました。約1年間で17回にわたる会議を行った中で、最も多くの時間を割いて検討されたのが「新市事務所の位置」についてです。合併協議会は、この合併協定項目を次のとおり確認しました。

- (1) 地域住民の利便性の観点から、西根町、松尾村及び安代町のそれぞれの庁舎の位置に総合支所を置く。
- (2) 新市の事務所の位置は、当分の間、岩手郡西根町大更第35地割62番地(現在の西根町役場)とする。
- (3) 将来の新市の事務所の位置については、通称「平館・野駄田圃」付近とし、建設は、合併後5年を基本とする。併せて、新市において庁舎建設基金を創設する。

このような合併協定項目の



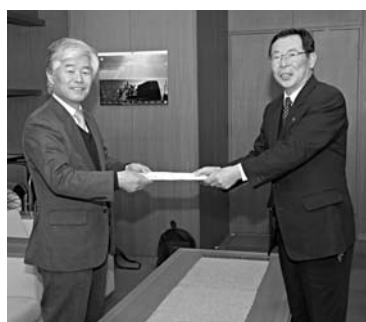
合併協議を履行することを確認した調印書

ほか、新市のまちづくり計画について検討を重ねた内容をもとに住民説明会などを行い、17年1月13日には合併調印式を実施。1月17日に旧3町村協議会で合併が議決され、八幡平市の発足が決定しました。

●表 市役所本庁舎と各総合支所庁舎の現状

	本庁・西根総合支所	松尾総合支所	安代総合支所
外 観			
建 設 年 度	昭和62年度	昭和51年度	昭和57年度
敷 地 面 積	16,233平方㍍	14,490平方㍍	22,481平方㍍
延 床 面 積	4,260平方㍍	3,582平方㍍	3,181平方㍍
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造3階建て	鉄筋コンクリート造3階建て	鉄筋コンクリート造3階建て
建 設 費	12億1,120万円	6億6,884万円	7億8,000万円
経 過 年 数	築20年	築31年	築25年
耐用残年数	30年(平成49年まで)	19年(平成38年まで)	25年(平成44年まで)
配置課など	総務課、総合政策課、財政課、税務課、収納課、市民課、保健課、地域福祉課、児童福祉課、長寿社会課、農林課、商工観光課、建設課、西根総合支所地域振興課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局	上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課、松尾総合支所地域振興課 【その他】八幡平市商工会松尾支所	安代総合支所地域振興課、家畜診療所、安代教育課(若者センター) 【その他】八幡平市商工会安代支所、盛岡地方農業共済組合岩手支所安代連絡所、浄安森林組合安代支所
事務職員数	206人(うち臨時職員21人)	59人(うち臨時職員8人)	22人(うち臨時職員0人)

※平成19年度現在の数字で、事務職員数は市の一般事務職員および臨時職員の数です。



田村市長に報告書を手渡す古沢委員長

**庁舎建設検討委員会
市民感覚の議論重ねる**

市は、こうした合併協議の結果を尊重することを重要な責務であると考え、合併協議の中で検討された市のまちづくりにかかわる産業振興や福祉など、さまざまな事業を市の第一次総合計画に盛り込みました。新庁舎建設もその一つです。

市は、新庁舎建設を合併後のまちづくりの根幹と位置付け、市庁舎建設基本構想の原案を作成しました。また、新庁舎建設計画に市民の意見を反映するため、公的団体の代表や学識経験者、公募で選ばれた市民などで組織する八幡平市庁舎建設検討委員会を設置。バスや鉄道など公共交通とのアクセス環境への配慮や、市民に親しまれる庁舎の在り方について議論を重ねました。

1月18日に古沢真作委員長(県立大学副学長)から田村正彦市長へ検討委員会からの提言を報告しました。この提言をもとに正案を作成し、市民に広くパブリックコメントを実施。市庁舎建設基本構想を策定しました。

八幡平市役所本庁舎と各総合支所庁舎の現状

旧3町村の役場庁舎には、市民の利便性を損なわないよう合併協定で確認したとおり、それぞれの位置に総合支所を設置しています。

現在本庁として旧西根町役場庁舎は、昭和62年に建設され、旧3町村役場庁舎の中では最も新しく、床面積も広い建物です。

松尾総合支所として旧松尾村役場庁舎は昭和51年の建設で、3庁舎の中で最も古く老朽化が進んでいます。総合支所機能のほか上下水道部、教育委員会を置き、市以外の関係機関では市商工会松尾支所が入居しています。

安代総合支所を置いている旧安代町役場庁舎は、昭和57年に建設されたものです。総合支所など市の機関のほか、市商工会など3団体の安代支所が入居しています。

庁舎基本構想建設

新庁舎の建設はなぜ必要なのか

分庁による利便低下と大規模な改修の必要性

松尾庁舎は、総合支所機能のほか、本庁舎が狭いことから上下水道部と教育委員会事務局を置き、分庁舎としての機能も担っています。このため、用件がまたがる場合には庁舎間を移動しなければならず、市民にとって不便なことに加え、決裁など事務処理に時間がかかるなど、非常に非効率な状況です。

また、松尾庁舎は築31年を経過して老朽化が進行し、配管や外壁などの大規模改修が



金物は腐食し、外壁には無数の亀裂が走る老朽化の進んだ松尾庁舎

必要な状況です。加えて、19年度に実施した耐震診断では、1階と2階部分が現在の建築基準に満たないため、耐震補強工事が必要との結果が報告されています。

比較検討の結果からは最も有利な新庁舎建設

基本構想の策定に当たり、新庁舎を建設することが妥当なのか、さまざまな角度から検討を行いました。検討の結果、現状の庁舎をそのまま利用、現在の本庁舎を増設、新庁舎建設の3パターンに分類。下の表は、3つのパターンのメリットとデメリットをまとめたものです。

パターン1は経費面での負担が短期的には最も少ないものの、庁舎は現状のままなので、市民サービスの低下や業務の非効率性は改善しません。また、耐用年数が20年を切っている松尾庁舎に対して、多額の耐震補強工事費が必要になるほか、国の財政支援がな

いため、市財政の重い負担になるという問題が残ります。

パターン2は本庁舎を増設する計画です。分庁化は解消されますが、本庁舎の増設工事費や松尾庁舎の補強工事費が必要で、その後にも耐用年数を迎える庁舎の建設費が必要で、また、パターン1と同様に国の支援がなく、市の財政に重い負担となります。

パターン3が新庁舎建設です。分庁化によるサービス低下などを解消できることに加えて、国の財政支援を受けることができるため、長期的には負担を低く抑えることができます。松尾庁舎は、新庁舎建設まで修繕にとどめることで維持費を抑えられますが、耐震強度不足のため、耐用年数を残して撤去が必要です。

市は、これらを踏まえて、現時点での新庁舎建設が最も良いと判断しました。

詳しくは、市企画総務部総合政策課（☎76-2111、内線1221）まで。

●表 庁舎の在り方についての比較検討

	パターン1：現状のまま	パターン2：本庁舎増設	パターン3：新庁舎建設
メリット	経費面での負担が短期的には最も少ない。	- 本庁舎が広くなり、分庁化を解消。事務処理など業務効率が改善される。 - 相談スペースやサービスなど市民の利便性が向上する。 - 既存の用地内であれば、早期実現が可能。	- 本庁舎が広くなり、分庁化を解消。事務処理など業務効率が改善される。 - 相談スペースやサービスなど市民の利便性が向上する。 - 合併協定が履行される。
デメリット	- 分庁化を改善できない。 - 庁舎間の移動が必要な場合もあり、市民の利便性に欠ける。 - 松尾庁舎の大規模改修や耐震補強工事に国の財政支援が得られない。 - 合併協定が履行されない。	- 本庁舎増設や松尾庁舎の大規模改修・耐震補強工事に国の財政支援が得られない。 30年後の新庁舎の建設時には国の財政支援が得られない。 - 合併協定が履行されない。	松尾庁舎は、耐震強度不足で危険なため、耐用年数を残して解体撤去が必要となる。
事業項目	(1)松尾総合支所庁舎 ①耐震改修補強工事 ②施設設備改修工事	(1)本庁舎 ①増設工事 (2)松尾総合支所庁舎 ①耐震改修補強工事 ②施設設備改修工事	(1)本庁舎 ①新庁舎建設工事 (2)松尾総合支所庁舎 ①支所庁舎撤去工事

新庁舎建設の素朴な疑問

Q 財政が厳しいのに建設するの？

A 国の財政支援を受けることができます。

合併市町村のまちづくりを応援するため、国はさまざまな支援を行っています。特に財政面での支援では、合併特例債が挙げられます。

この制度は、いわゆる「平成の大合併」を促進するために設けられたもので、合併年度を含めた11力年に限って借り入れすることができ、国が事業費の約3分の2を支援

A 市民の利便性と事務効率が向上します。

本庁舎が手狭なため、松尾庁舎へ上下水道部と教育委員会事務局を置いていますが、新庁舎建設で分庁化が解消されます。これにより、庁舎間を移動することがなくなり、市民の利便性と事務効率が向上します。また、市としての一体感醸成やイメージを内外にアピールする効果が期待されます。

Q 新庁舎建設で何が良くなるの？

詳しい仕組みについては、下段を参照してください。

するもので、一般財源への負担が軽減されます。合併特例債を発行することのできる期間は限られているため、平成28年度以後の庁舎建設には利用できません。その際には、全額が自己負担になることから、10年以上の長期にわたる積み立てをしなければならぬなど、重い財政負担になります。

市庁舎建設検討委員会において、市民の目線から親しみやすい庁舎の姿について議論ユニバーサルデザインへの配慮など、新庁舎建設の基本的な考え方については、次回以降の広報はちまんたい紙上で解説します。

また、新庁舎建設に当たっての具体的な設備などの検討は、20年度に「八幡平市庁舎建設基本計画」を策定する中で行います。

合併特例債ってどんな仕組み？

合併した市町村が、まちづくりを推進するために策定した市町村建設計画に基づいて行う事業などの経費を借り入れることのできる地方債です。

■利用できる期間 合併した年度を含めて11力年

■対象になる事業

- ①合併後の一体性を速やかに確立するための公共施設整備事業
- ②合併後の均衡ある発展のための公共施設整備事業
- ③合併後の市町村建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業
- ④合併市町村における地域住民の連帯強化など地域振興のために設ける基金の積み立て

■市の発行限度額

124億8千万円(うち104億円発行予定)

■合併特例債の借り入れと償還 下の図に掲げたとおり、合併特例債は、対象事業費の95%まで借り入れることができます。また、特例債を返済する予算のうち、70%は地方交付税として、国からの支援があります。

■合併特例債を利用した主な事業

- 市道大更西線整備事業
- 市道前森山線道路改良事業
- 道の駅にしね整備事業
- 安代小学校プール整備事業
- 西根中学校屋内運動場整備事業
- 雪冷房りんどろ培養育苗生産施設
- 消防施設整備事業(防災センター)

◆図 合併特例債の借り入れと償還のイメージ

①対象事業費のうち借り入れできる割合

一般財源 5%	合併特例債 95%
②返済に占める一般財源の割合	
一般財源 30%	地方交付税 70%